

就学援助の入学準備金の支給は必要な額を必要 な時期に／味鋤保育園の民間移管をやめよ

就学援助入学準備金について

実態に合った額に引き上げを

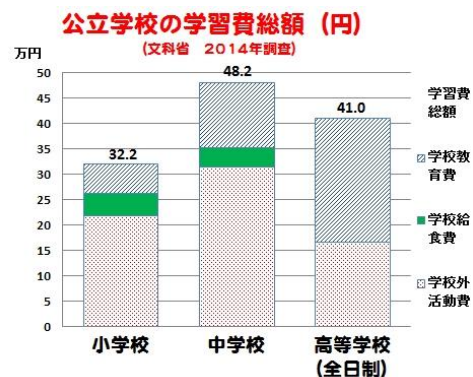
【岡田議員】就学援助は、経済的理由で就学困難な児童生徒を対象に小中学校の入学準備費用、学用品費、修学旅行費などを援助する制度です。子どもの貧困対策を進める経済的支援の根幹であり、必要な世帯に必要な額を必要な時期に支給される必要があります。今回は入学準備金について 2 点、教育長に伺います。

まず、支給額についてです。入学時に必要な、学用品や制服などは入学前に購入しますが、小学校で使用するランドセルだけでも、10,000～40,000 円かかります。また、中学入学に必要なものを揃えると、「夏と冬の制服まとめ買い」などをして割引を利用しても、靴やカバンも含めれば約 75,000～80,000 円程度は必要です。

一方、名古屋市の「入学準備金」は、国の基準と同じ、小学校入学で 20,470 円、中学入学で 23,550 円です。実際にかかる費用と支給額があまりにもかけ離れています。

就学援助の対象である準要保護世帯の所得基準額は、8 年前に生活保護基準の 1.3 倍から 1.0 倍に引き下げられ、保護基準と同額です。生活保護世帯の場合、入学準備の一時扶助は小学校で 40,600 円、中学校で 47,400 円ですから、少なくとも入学準備金は、生活保護と同額に引き上げるべきではないですか。見解をお聞きます。

国の補助金の単価改定に向けた動きを注視



入学準備金の比較(2016 年度)

	生活保護 (一時扶助)	就学援助世帯
小学校	40,600 円	20,470 円
中学校	47,400 円	2350 円



していきたい

【教育長】入学準備金の支給額について、国の要保護児童生徒援助費補助金の単価改定に向けた動きがあり、この動きを注視したい。

入学準備金にかかる費用の実態調査と独自の補助の検討を(意見)

【岡田議員】現在国が補助単価の改定に向けた動きがあるということでした。

入学準備金は、各学校の校則にそって、家庭が入学に必要なものを準備しなければいけませんが、就学援助を受けていてもこれだけ実際の費用とかい離がある。国の動向を見守るという答弁では、あまりにも子どもの貧困の実態を直視していないのではないのでしょうか。

今年5月の国会審議の中で、文部科学大臣が「実態調査を踏まえた必要な額について協議をすべき」と考えを述べていました。愛知県が今子どもの貧困実態調査を始めています。国の動向を見守るというよりも、名古屋市で義務教育にどれだけ費用がかかっているのか、最低限必要な費用の調査を全市的に行うこと、その上で、実態との費用に乖離があることについては、解消のために他自治体では独自に補助、制服補助など積極的に検討していただくことを強く求めます。

入学前に準備金の支給を

【岡田議員】入学準備金の支給時期について、現在の仕組みでは、就学援助は、4月に申請し、6月支給となっています。中学校の年子のお子さんを育てるひとり親のお母さんは、「入学のために、7・8万円のまとまった出費となって、月々の収支が狂いとても負担。入学前に支給してほしい」と言われました。

政令市の就学援助の状況		2016年調査
自治体名	就学援助の認定時期	新入学時の学用品等支給時期
札幌市	申請月から支給	6月下旬
仙台市	申請月から支給	7月下旬
さいたま市	申請月から支給	7月下旬
千葉市	20日が締日。出れば当月から	7月
横浜市	世帯変更がなければ4月にさかのぼって認定	初回認定者は7月下旬。初回以降の遡及認定者は随時
川崎市	申請月から支給。年度途中からの申請はその日から	7月中旬
相模原市	申請月から支給	8月
新潟市	申請月から支給	小1:8月 小6:3月
静岡市	申請月から支給	7月
浜松市	申請月から支給	8月
京都市	4/1～5/15の申請は4/1認定。その他は1～15は1日、16～月末は翌月1日の認定	小:5月下旬 中:4月下旬

大阪市	6 月末までの申請は 4/1 認定、7 月以降は申請日。	7 月下旬と 10 月上旬。以後毎月月上旬。 4 月は 2 回支給
堺市	申請月から支給	7 月の 1 回目の支給時
神戸市	申請月から支給	7 月末または 9 月末
岡山市	申請の当月、翌月、翌々月など、場合による。各学期の開始月から。	9 月末の 1 学期分の支給に含む
広島市	申請月から支給	6 月末日
北九州市	学校申請は 5 月末までの申請は 4 月認定、区役所申請は申請した月。6 月以降はどちらも申請月で認定。	4～5 月
福岡市	5 月末までの申請は 4 月、6 月以降は申請月。7 月末までに当該年度の税証明で申請する場合は 4 月。	5 月中旬。1 月に入学準備金を申請して認定されれば 3 月中旬

少なくない自治体では、入学準備金の支給時期の見直しが進んでいます。

例えば、福岡市の場合、これまでは入学後に認定し、7 月に支給でしたが、入学前に支給するために、2014 年 12 月に補正予算を計上し、翌年の 3 月支給に切り替えました。

福岡市が支給を早めた理由は、「学用品の購入時期への配慮はもちろん、子どもの貧困対策」であり、効果として「保護者への経済的支援が図られた」としています。名古屋市においても入学準備に必要な時期に支給されるように答弁を求めます。

課題の整理が必要で、他都市の事例を研究していきたい（教育長）

【教育長】支給を受けた後に市外転出をするなどして本市の小中学校に入学しない場合や、本市での支給が終わった後に市外から転入してきた場合の対応を検討する必要があるほか、学校における受け付け体制を確立する必要がある等、実施に向けた課題などを整理する必要があるため、まずは他都市の事例の研究を行いたい。

遅くとも再来年の入学に間に合うように支給を（再質問）

【岡田議員】入学準備金の支給時期について、他都市の事例を研究するという答弁でした。この場合の課題として、「支給後に市外へ転出・転入となった場合」の検討が必要ということですが、八王子市の場合は、来年 2017 年 3 月から入学準備金の前倒し支給を始めるのですが、支給後に転出した場合は担当者によると「申請した時点で準備金は必要だったことは間違いないわけなので、たとえ市外へ転出しても、スムーズに入学されるのであればいい」として、返還は求めています。また、4 月以降の転入については、従来の就学援助と同様に、4 月申請 7 月支給としているだけです。同じく今年 3 月に前倒しで支給を始めた新潟市も同様の対応です。

文部科学省は 5 月のわが党の国会質問で、「市町村には必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するように通知している」とし、さらに市町村に引き続き働き掛けるとしています。

他都市では、こうした独自の前倒し支給をしているか、今の文科省のスタンスとしては、年度当初に速やかにはと言っている、自治体が生活困難な家庭を直視すれば、前倒し支給を独自に取り組んでいることです。研究していただくとしても、保護者の負担を本当に大変です、わかっていただきたいと思います。来年度の新入生には間に合わなくても、遅くとも、再来年の新入生の入学前に、支給が間に合うように進めていただくことを求めますが、再度答弁を求めます。

年度当初の支給に努めている（教育長）

【教育長】就学援助の認定は児童生徒の家庭の状況を校長が確認した上で申請する制度で、入学準備金も就学援助の支給品目の一つです。支給時期は、入学後速やかに支給できるよう努めている。

入学前に建て替えるのは大変。早期に入学前支給を（再々質問）

【岡田議員】年度当初の支給では、保護者に負担だから、他の自治体では、前倒し支給をとにかく進めているのです。新聞で松本市が前倒し支給を始めると載っていました。市長にお聞きます。子どもの貧困といわれているときに、入学前に必要なお金が無くて、立て替えて、買った後に支給してもらわなければならない、経済的に苦しい家庭にとって本当に大変だというのはお分かりになると思います。市長、これはやはり、入学前に支給できるように早く対応する必要があると思いますが、いかが思いますか。

いくらか喜んでもらえるならやるべき。勉強させてください（市長）

【河村市長】子どもは社会のお客さん。八王子の例はエエと思います。とりあえず、ちゃんと勉強しまして、前倒しすると本当にお客さんがいくらか喜んでもらえるなら、それはそれでやるべきだと僕は思いますよ、大至急、勉強させてください。

再来年の入学には間に合うよう支給を（意見）

【岡田議員】よろしく願いしたいと思います。再来年の入学には間に合うように、実務的には大変だと聞き聞いていますが、それを押してでも必要な家庭に必要な時に支給されるようお願いいたします。

味鋤保育園の民間移管について

暴行事件が発覚した法人の実態はどうなっているか

【岡田議員】味鋤保育園の民間移管について質問します。今年度は、味鋤保育園を民

間移管するにあたり、社会福祉法人の公募を行いました。応募がなかったため、公募要件である「市内で保育園運営実績5年以上」を「3年以上」に短くし、再公募を行いました。

再公募の前に開催された保護者説明会において、市は保護者の理解を「得られた」として再公募を行いました。保護者からは、「納得できない」「再公募の要件は決定事項のような報告で、結局『ご理解いただきたい』という説明だった」との声が聞かれました。それでも再公募が行われ、市内で保育実績3年の社会福祉法人が選定されました。

ところが、選定直後の11月10日に、同法人が運営する特別養護老人ホームにおいて、職員による入所者への暴行をうたがわれる事件が発覚しました。報道によりますと、「特別養護老人ホームに勤務していた男性職員が入所者への暴行容疑で逮捕された」「名古屋市は



11日、介護保険法に基づく監査に入った」「市介護保険課によると、関係書類の調査や聞き取りなどで職員の勤務実態や指導体制などを確認した」と報道されました。

健康福祉局長に伺います。今回、暴行が明らかとなったきっかけは何か、事件発覚後、局の対応と現在の監査の状況について、支障のない範囲で説明を求めます。

現在調査中（健康福祉局長）

【健康福祉局長】施設からの一報を受けて、緊急に所管課職員が施設へ出向き、職員からの聞き取り調査などにより、事実確認を行ったところで、現在も調査中です。

事件調査中に移管実務は進めるべきではない

公立保育所の民間移管			
●	時期	区	保育園
移管済み	2007年4月	中村	則武保育園
	2010年4月	千種	千種台保育園
	2010年4月	西	山田保育園
	2011年4月	守山	苗代保育園
	2012年4月	緑	汐見が丘保育園
	2015年4月	東	矢田保育園
	2015年4月	北	東志賀保育園
	2015年4月	北	田幡保育園
	2016年4月	千種	振甫保育園
	2016年4月	中村	御田保育園

【岡田議員】事件が起きる前に、市は味鋤保育園の移管先をこの法人に決定しています。しかし、法人が管理する介護施設で、あつてはならない入所者への暴行事件が発覚しました。介護施設という限定した部署だけの問題ではなく、他の施設も同様の問題がないか、法人の管理、運営に問題がなかったのか、子ども青少年局として確認するべきです。

少なくとも、監査結果に基づき法人から改善報告がされ、味鋤保育園の保護者や地域の方も含めてしっかり納得が得られるまでは、移管の実務は止めるべきではないですか。問題があるのなら、現段階で、取り消しという判断をすべきではないですか。子ども青少年局長の見識あるお考えをお聞きます。

2012 年以降の民間移管は、移管実施となる 6 年前に、年 3～4 か所の園名を決定・公表して進めてきました。味鋤保育園は今年度移管先を決定し、来年 2 月には保護者・園・本市・そして社会福祉法人による 4 者協議会を立ち上げ、4 月から 1 年の引き継ぎ保育を経て、2018 年 4 月に新園開所というスケジュールです。

これまでの保護者説明会や地域住民も含めた局との懇談の中でも、「法人が決まらなかったらどうなるのか」と、移管が予定通りにいかない場合について、説明を求める声が多数ありました。それに対して名古屋市の説明は、「再公募しても手が挙がらなければ、再度検討する」「公募がなかった場合…支障になっている原因を探りたい」と説明を繰り返しています。この発言が、保護者には「ここで決まらなければ後がない」「要件を下げてでも仕方がない」という思いにさせているのではないかと思います。

移管先が決まった直後に、この法人の施設内で暴行疑われる事件が起きましたが、そこに至っても、「今決めなければ」、2018 年 4 月の移管日程に間に合わない、選択の余地がないと保護者に思わせていませんか。保育の中身や保護者の納得というよりも、民間移管のスケジュールありきで進めていくつもりなのか。それとも保護者の理解が得られないなら、保護者の意向に沿う考えがあるのか子ども青少年局の判断が重要です。

今回の事件は、その詳細について調査をしている段階です。拙速に移管を進めるのではなく、法人の管理・運営を見極め、2018 年 4 月に間に合わないなら、市の責任で「当面味鋤保育園は公立で運営する」ことを明言し、保護者にまずは安心してもらう

移管予定	2016 年 4 月	南	南・氷室保育園
	2016 年 4 月	名東	にじが丘保育園
	2017 年 4 月	千種	北千種保育園
	2017 年 4 月	瑞穂	東栄保育園
	2017 年 4 月	中川	畑田保育園
	2018 年 4 月	北	味鋤保育園
	2018 年 4 月	中村	二ツ橋保育園
	2018 年 4 月	名東	梅森坂保育園
	2018 年 4 月	天白	島田第二保育園
	2019 年 4 月	港	土古保育園
	2019 年 4 月	港	茶屋保育園
	2019 年 4 月	守山	本地第一保育園
	2020 年 4 月	北	宮前保育園
	2020 年 4 月	南	宝生保育園
	2020 年 4 月	守山	大永寺保育園
	2021 年 4 月	北	鳩岡保育園
	2021 年 4 月	緑	松が根保育園
	2021 年 4 月	名東	藤が丘保育園
	2022 年 4 月	千種	汁谷保育園
	2022 年 4 月	中村	新富町保育園
	2022 年 4 月	名東	高針北保育園

べきではありませんか。責任ある答弁を求めます。

法人の保育事業は適切だから問題ない。引継ぎを進める（子ども青少年局長）

【子ども青少年局長】味鉢保育園は移管先となる法人を選定し公表したところです。選定にかかる懇談会では、保護者の代表も委員に加わったうえで、法人が運営する保育施設について実地調査により確認を行っております。選定法人が実施している保育事業は適切に運営されていると認識し、移管にかかる準備を引き続き進めたい。12月10日に開催予定の保護者説明会や、保護者、選定法人、味鉢保育園及び所管課で構成する四者協議会で保護者の意見を伺いながら、引き継ぎを進めたい。

調査中であるのになぜ適切だといえるのか（再質問）

【岡田議員】健康福祉局長の答弁では保育園の移管を予定している法人からの一報で監査に入ったことですが、介護施設では重大事案があれば、事業所は市に報告義務がありますから、それで一報があったのだと思います。

報道では警察への内部告発があった、それで捜査始まったとしています。問題は、内部告発だったということです。本来、虐待予防のための研修がされて、こういう事件のようなことが起こる前に、職員から相談や報告があり、組織内で情報共有して再発防止をするという検討がなされるべきですが、そうしたことができない深刻な組織、運営だったのではないかと推測するわけです。

子ども青少年局長に聞きますが、事件について現在調査中というお話でした法人の管理責任の有無も、今明らかになっていない状況で、移管法人が決まっているからと進めていくということなのですか。なぜ移管には何ら問題はないといえるのですか。

適切に運営されているから支障はない

【子ども青少年局長】受託決定した法人により運営されている保育施設は適切に運営されていると認識しており、現時点で当該法人が引き継ぎを行うことに支障はない。

12月の保護者説明会までに調査結果は出るのか（再々質問）

【岡田議員】法人を含めて監査中なので、当該法人が引き継ぎを行うことに納得できません。先ほどの話で、子ども青少年局長の答弁で、12月10日に保護者説明会をするということを言われました。健康福祉局長に参考までにお聞きしますが、現在、調査中ですが、12月10日までに調査の結果は出ますか。

調査を尽くす必要があり、結果の時期は言えない

【健康福祉局長】書面や聞き取り等により調査を尽くす必要があり、結果の時期につきましては申し上げることができません。

調査中なのに保護者説明会で何を説明するのか（再々再質問）

【岡田議員】調査結果が出るかどうかわからない。当然時間がかかると思います。調査段階だということなのに、子ども青少年局は、一体 12 月 10 日の保護者説明会で何を説明するのですか。

引き継ぎの説明を具体的にしてい（子ども青少年局長）

【子ども青少年局長】移管法人が運営している保育施設の状況や、味鋤保育園の引き継ぎに際しどのような点に留意して進めていこうとしているのか、具体的に事例を示しながら説明させていただく。

同様の事案で他の自治体等では見直している。支障がない根拠を示せ（再々再々質問）

【岡田議員】今の答弁は、通常の移管の場合の保護者説明会だと思うのです。法人が決まったら、なるべく早く説明会をして、四者面談をするというのはお聞きしていますが、今回は違うと思うのですね。この事案に関しては全く語られないのです。

では質問を変えます。では、質問を変えます。問題は、同じ法人が運営する他の施設で問題が起きた時、別の施設だから問題がないという考えのようですが、同様なことが起きた時、他の自治体はどうしているか。東京都品川区で、今年度、区立保育園の運営を民間社会福祉法人に移管したそうですが、6 月になって、この社会福祉法人が兵庫県内で運営する保育所で、経理に問題があり監査指摘をされていたことを受けて、品川区は、「信頼関係を築くのは難しい」として、区立保育園のこの法人の事業者をやめて、交代させることにしました。信頼関係とは、区だけでなく、保護者との信頼関係も築くのは難しいという判断です。これは施設を管理運営する社会福祉法人そのものの責任が問われて、交代させたのです。保育に責任を持つ行政の対応として当然だと思います。

名古屋市でも同様の判断がされています。学校給食調理業務も、委託した業者が学校施設ではない、福祉施設で食中毒を起こしていた、教育委員会の判断は、施設も運営も全く違う施設で起きた事件で、事業所を変えています。それは安全安心の管理について信用、信頼に関わる重要なことだからです。

同じ法人が運営している施設で暴行と疑われる事件が起きたのですが、介護施設だけの問題なのか、法人の管理運営上の問題で、その調査結果がまだ出ていないというわけなのです。それが保育施設だから起こらないという根拠はどこにあるのか。支障がないという根拠がどこにあるのですか。

保育の様子や書類で問題ない

【子ども青少年局長】選定にかかる懇談会において、法人が運営している保育施設の実際の保育の様子を観察するとともに書類の閲覧を行うなど、実地調査で確認を行ったうえで法人を選定している。保育施設は、児童福祉法に基づき毎年指導監査を実施している。

調査中なのに大丈夫と保護者にいえるのか（再々再々再質問）

【岡田議員】明確な根拠はないのです。まだ明らかになっていないのですから。

保護者から不安な声が上がっています。事件起こした法人に責任はないのか。調査中なのに、大丈夫と言えるのか。当然こういう質問があるでしょう。12月10日の説明会でこう質問されたらどう答えるのですか。

改めて保育施設の管理体制等を聞き取り、支障がないことを確認（子ども青少年局長）

【子ども青少年局】本件を把握したのち、子ども青少年局としても、法人が運営する保育施設に出向き、保育内容を確認をしたり、法人から保育部門における管理体制など聞き取りを行っており、そのうえで保育施設においては適切に運営が行われており、引継ぎについても支障がないと改めて認識した。

選定委員会の確認後に発覚した。保護者の不安にどう応えるのか（再々再々再々質問）

【岡田議員】法人が運営する保育園に選定に関わった懇談会の方々が確認にした後、そのあとに疑われる事件が発覚しているのです、内部告発があった、それは、その日突然内部告発するわけではありません、市議団にも告発が良く聞かれます、非常に悩んで、悩んで、そういう事態を何度も何度も見たうえで、話すところがなくて、告発が行われると思います。告発があった時点でより前に選定委員会で見てきた事実とそのあとのことでは違うと思います。あくまでも、今法人に責任があるのか、事業所に責任があるのか、調査中というのが、健康福祉局の答えなのです。それでもって12月10日に、必ず保護者は心配ですから、この質問をされると思います。その時に同様の答弁をされるのですか。

保護者と協議しながら移管を進める（子ども青少年局長）

【子ども青少年局長】移管の実施にあたっては、保護者との話し合いを踏まえ、十分

に準備を行っただけで進めている。法人の保育施設が適切に運営されていること、引き継ぎに際しては、現在の保育を継承することを基本とし、保護者と協議しながら進めていくことなど、丁寧に説明して参りたい。

保護者の同意なしには進めないといえるのか（再々再々再々再質問）

【岡田議員】とても納得できません、保護者も同じだと思います。丁寧な移管どころか、スケジュールありきで、強引に進めることが子ども青少年局の「公立保育所整備計画」の方針になっているのか。日程ありきで進める理由は何なのか。なぜそのスケジュール通りでなければならない理由があるのですか。

私どもは、民間移管は中止という立場ですが、それは横に置いて、皆さんがこれまで丁寧に引き継ぎ期間を本当に取って、保護者に何度も何度も話し合いをして公募要件の中身づくりをして、本当に気を使ってやってきたのに、監査の結果を見ないで、移管の作業を進めると。これまでの努力を水に流すようなことをなぜするのですか。なぜそれをやるのかと思うのですよ。

それは民間移管のスケジュールありきで、強引に進めようとしているのではないですか、皆さんが作られた公立保育園の社会福祉法人への移管、保護者向けの説明ですけど、ここには丁寧にお子さんや保護者の不安解消できるように、保護者の皆さんとの話し合いを踏まえて、十分な情報提供を行い、十分準備して進めていきますと書いてあり、今度の保護者説明会で、そのあたりが進行中というところをどう言い訳しながら進めていくのか非常に心配に思います。

少なくとも、保護者の同意と理解が得られなければ、進めないという立場を明確にしたい。ここはどうですか。

保護者に丁寧に説明していきたい（子ども青少年局長）

【子ども青少年局長】法人の運営している保育施設が適切に運営されているというふうに認識し、そうした認識を持って、保護者の方に丁寧に説明していきたいと思います。